安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例（案）

１　条例の制定事由

これまで安中市におきまして太陽光発電設備設置事業に関しては、地域住民等から特に急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域での開発行為に対して不安の声が上がっております。

この様な問題への対応を図っていくため、抑制区域、注視区域、その他区域と段階的に区域を分け、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって市民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とし条例制定をするもの。

２　安中市条例（案）の概要

主な内容

目　的		無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。
責　務	**設置者**	太陽光発電設備を設置する者は、当該太陽光発電設備の設置に当たり、法令及び条例等の規定を遵守し、災害又は生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮しなければならず、かつ、設置　区域の周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。
	土地所有者等	太陽光発電設備を設置する土地の所有者又は管理者は、当該太陽光発電設備の設置により災害又は生活環境への被害等が発生しないよう、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。
適用を受ける事業		抑制区域「土砂災害特別警戒区域」レッドゾーン （他法令の許可等を受ける予定のもの）　面積下限なし 注視区域「土砂災害警戒区域」イエローゾーン　１，０００㎡以上 その他区域（市内全域）　３，０００㎡以上 （建築物に太陽光パネルを設置する事業は除く。） ※「土砂災害特別警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項で規定する区域 ※「土砂災害警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項で規定する区域
抑制区域		「土砂災害特別警戒区域」レッドゾーン ※ただし、開発行為に関する法令等の許可等の見込みがある場合は除く。

注視区域		「土砂災害警戒区域」イエローゾーン ※細心の注意を払い事業すべき地域（面積要件を下げ審査）
開発行為に関する法令等		・都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による開発許可 ・森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の規定による林地開発許可 ・群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和４８年条例第２３号）第１４条の規定による承認 ・地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１８条の規定による許可 ・急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条の規定による許可
手続き等	説明会	届出の前に設置区域の周辺の住民及び近隣関係者に対し、当該設置に関する説明会を開催しなければならない。
	届出	事業着手６０日前までに、事業者の氏名・住所・連絡先、設置区域の所在・面積、土砂災害に対する対策・事業計画、住民等への説明報告書等必要書類を添付し届出書を提出
	同意	抑制区域のうち土砂災害特別警戒区域（法令等の許可等の見込みがある場合を除く。）は同意しない。
	標識の掲示	太陽光発電設備を除却するまでの間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければならない。
	報告及び立入調査	必要な限度において、事業区域に係る土地に立入調査を行うことができる。
	指導，助言又は勧告	必要に応じ指導・助言・勧告ができる。
公　表		虚偽の届出，同意前の着手、勧告に従わない場合等、事業者の意見を聞き氏名や事実内容の公表をする。
施行期日		平成３０年１月１日
経過措置（適用除外）		現に太陽光発電設備の設置を開始しているもの（着工中のもの） 条例で規定する法の許可を受けている、見込みのあるもの （都市計画法開発許可、林地開発許可、大規模条例承認、地すべり許可・急傾斜許可） 農地転用許可（４条、５条）を受けているもの。 地域開発事業指導要綱による事前協議を行っているもの。